

第 13 回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 20 年 12 月 25 日（木）10：00～12：10
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出 席 者 阿藤部会長、廣松部会長代理、野村委員、稲葉専門委員、川津専門委員、西郷専門委員、重川専門委員、永井専門委員
審議協力者（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県、日本銀行）
調査実施者（大貫消費統計課長ほか 3 名）
事務局（犬伏統計審査官ほか 1 名）
- 4 議 題 平成 21 年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画について
- 5 概 要
- （１）事務局から前回部会の結果概要及び調査実施者から前回部会での指摘に対する回答について、それぞれ説明が行われた。
- （２）その後、前回に引き続き、論点メモに沿って審議が行われた。主な意見等は、以下のとおり。

調査事項について

耐久財等調査票

- ・ 以下の質疑があったが、「耐久財等調査票」については、21 年調査は計画の調査票で実施することで適当とされた。

なお、「宝石・貴金属、美術品、骨董品等」の取り扱いについては、今後の検討課題とし、その際、諸外国の例も踏まえ、活用目的の明確化、価格評価の方法などを検討することが必要であるとされた。また、どの調査票（耐久財等調査票、年収・貯蓄等調査票）で把握するかも検討課題とされた。
- 「宝石・貴金属、美術品、骨董品等」については、カナダの例（Survey of Financial Security-2005）にもあるように、耐久消費財として把握するのではなく、その価値貯蔵機能を重視して金融資産とならんで年収・貯蓄等調査票において捉える対応の仕方もあるのではないか。
- 指摘 1（品目の選定）については、統計の継続性を確保することも重要な観点であり、従来の結果に影響が及ぶことになると問題であるので、調査実施者の回答でよい。なお、「宝石・貴金属、美術品、骨董品等」については、時価評価することが難しく、それを集計することにどのような意味があるか疑問である。さらに調査客体からの問い合わせ対応の事務負担の増が予想される。
- 昭和 45 年国富調査においても「宝石・貴金属、美術品、骨董品等」は把握しておらず、日本の世帯ストックのベンチマークとなるものが存在しない。その中で全国消費実態調査は

ストックを把握する役割が期待されるのではないかと。一方、企業においても「宝石・貴金属、美術品、骨董品等」は会計上は減価償却しない資産としている企業も多く、それは今後の統計調査でも特掲することが検討されている。ストック統計体系の構築の設計においては、世帯所有資産は本調査で検討すべき課題と考える。

- カナダにおいて「宝石・貴金属、美術品、骨董品等」は投資対象と考えられているのか。投資対象と考えられているのであれば、個々人が時価評価することも可能と考えられる。
→ カナダにおいても必ずしも投資対象としてのみ考えられているわけではないので、統計調査としての時価評価の困難性の認識は日本と同様であると思う。
- 試験調査を行うなど、次回（平成 26 年調査）にどうするかを最終的に決めたいとする調査実施者が提案している対応案 1（宝石・貴金属、美術品、骨董品等については、平成 21 年調査ではこれまでどおり調査しない。次回以降調査するかどうかについては、今後の価格評価の方法を含めた検討を行う。）が妥当ではないか。
- 対応案 1 において、試験調査をしても、妥当性の検証が難しいのではないかと。また、導入に当たってカナダの調査の調査事項、表章結果を参考として検討するとしても、かなり長期を要する課題ではないか。
- 耐久財等調査票、年収・貯蓄等調査票のどちらで把握するのも将来の検討課題ではないか。
- （財）家計経済研究所が行っている「消費生活に関するパネル調査」での住まいの資産価値についての回答金額が大きく変動する例が見られるので、試験調査に当たっては回答の安定性について確認を行う必要がある。
- 調査客体から何故必要かと問われるので、活用目的を明確にしておくことが必要である。
- 指摘 2（固定品目（家具・電気製品等）の選定）については、電気製品は、今後、実効価格は高額化していくと考えられるが、選定基準に従い時勢に合わせた品目の入れ替えがなされていくものと思うので、今回の計画どおり実施することにより。

家計簿

- ・ 以下の質疑があったが、「電子マネー」欄の追加については、適当とされた。
- 今回はプリペイド方式のみを電子マネーとして扱うことにしているが、消費者行動の面から電子マネーの使用額を把握するという目的との関係から考えると、さらに検討の余地があるのではないかと。
→ プリペイドは事前にお金を払ったことを消費者が意識するので、今回のような整理とした。
- プリペイド方式のものを電子マネーとして扱い、ポストペイのものはクレジットカードと同様に扱うとする今回の取扱い方法の方が、調査客体には分かりやすいのではないかと。
- ・ 「購入地域」欄の追加については、特に意見はなく、適当とされた。

年収・貯蓄等調査票

- ・ 以下の質疑があったが、「年収・貯蓄等調査票」については、21 年調査は計画どおりの実

施で適当とされた。

なお、家計の個計化に対応した、貯蓄現在高の 世帯主、 世帯主の配偶者、 他の世帯員別の把握、株式の国内、国外別の把握など調査票の充実については、今後の検討課題とされた。

- 年間収入については、 世帯主、 世帯主の配偶者、 他の世帯員の別に捕捉することとなっているが、貯蓄現在高については世帯一括で把握する設計となっている。家計の個計化を捉える観点から、貯蓄現在高についても 世帯主、 世帯主の配偶者、 他の世帯員の別に把握すべきではないか。
 - 重要な指摘と認識する。調査票設計上の問題もあり、次回以降の課題として検討したい。
- 「年収・貯蓄等調査票」の欄外に、「別にお渡しした封筒に入れ、密封して、調査員にお渡しください。」との記述があるが、複数枚調査票を渡した場合は、別々に封入して提出するのか。そうであれば個々に分けた集計も可能ではないか。
 - 希望した世帯には複数枚の調査票、封筒を渡している。個々人の貯蓄現在高を把握することを目的としたものではなく、分けないと記入してもらえない世帯について、例外的な取り扱いをしているものである。
- 複数の調査票が提出された場合、二重集計とならないか。
 - 複数に分けて記入したいと希望した世帯が提出することとなるので、二重集計にはならないものと考えている。
- このような取り扱いについては、調査客体に対して十分な説明が必要ではないか。
- 借入金残高(負債)について、住宅の質の向上を分析する観点から、住宅の購入・建築、増改築、土地の購入別に分けて把握すべきではないか。また、株式についても国内、国外別に把握するなど、家計の資産や負債の構造をより詳細に把握することを、本調査における今後の大きな軸とするべきではないか。
 - 住宅・土地統計調査との切り分けもあるので、今後、他部局とも相談していきたい。また、調査客体の負担が増えることとなるので、調査客体から批判がでないようにする観点からも検討したい。
- 実査の現場からみると、白紙を入れてくる世帯が増えていると感じている。
- 収支の個計化だけでなく、資産の個計化をどのように捉えるかは、今後の課題であり、21年調査で実施することは困難であると考える。

世帯票

- ・ 以下の質疑があったが、「就業・非就業の別」欄の細分化については、パートとアルバイトを一体として把握することについて、調査実施者が持ち帰り検討することとなった。
- 調査員が客体からパートとアルバイトの違いについて問われたときに説明できない。あえて区分して取る必要はあるのか。「パート・アルバイト」と1つにできないか。
 - パートとアルバイトを定義付けることが難しいことから、労働力調査で実施している呼称により調査することとしているものである。
- 迷って答えづらいことが回答率の低下につながるため、民間の調査では、パー

トとアルバイトは一体として把握することが多い。

1 週間のうち、3 日は派遣社員として働き、あとはアルバイトで働く場合、どのように回答するのか。

→ 主な仕事について記入してもらうことを考えており、その旨を「記入の手引」で解説するつもりである。

- ・ 「世帯票」について、非同居家族員を含めた家族類型を把握するため、「(16) その他の人の場合」欄に「世帯主との続柄」を追加することを、今後の検討課題すべきとの稲葉専門委員からの提案について、以下の質疑があり、これについては、現在の調査票を使ってきめ細かい表章を工夫するとともに、今後の検討課題とすることとされた。また、他調査(住宅・土地統計調査、住生活総合調査、国勢調査)との関係整理については、部会長メモに盛り込む方向で検討することとされた。
- インビジブルファミリー、非同居の世帯同士が経済的に支え合う形態が増えており、世帯の家計は世帯単体では捉えられない状況となっている。その際、子の結婚の有無、就業の有無なども複合的に把握できるとよいと思う。
- 本提案は、今回の 21 年調査で対応可能な部分があるのではないか。調査票のスペースの問題であれば、「現住居等に関する事項について」のうち、「(23)水洗式トイレの有無」を削除すればよいのではないか。
 - 「(23)水洗式トイレの有無」は、帰属家賃の推計のための回帰式に入っており、削除することはできない事情がある。
- 世帯類型別の表章ということであれば、「全国消費実態調査」で把握することがよいのか、「国民生活基礎調査」で把握することがよいのか、統計調査間の役割分担も考える必要があるのではないか。
 - 非同居家族員を含めた家族類型について、現状の調査票を使いきめ細かい表章を工夫したい。
- 「新中・長期構想」の指摘について、フォローアップの一環として世帯の在り方に関する研究が行われ、世帯形態はある程度整理されたが、どこで、どのような調査をすべきかの結論は出ていない。住宅については、住宅・土地統計調査、住生活総合調査、国勢調査にも調査事項が入っており、そろそろ各調査間での整理をすべき時期に来ていると考えている。

《集計事項・結果の公表について》

- ・ 統合集計について、調査実施者において、専門委員からの提案も含めて、今後検討していくこととされた。

【専門委員の提案のポイント】

統合集計を行う準備として、比推定及び結果検証を行うための層を整備する必要がある。この層としては、就業構造基本調査で実施している比推定の層のように、世帯の種類別(単身、一般)、地域別、男女別、年齢階級別が考えられる。

→ 今後、統合集計の推計方法については、全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態

調査の結果も見ながら検討していきたい。

《 全国単身世帯収支実態調査について》

- ・ 以下の質疑があったが、統計調査名については原案どおりとする、モニター調査の実施に当たっては、調査実施者がアンケート調査の実施を検討しているので、改正計画どおりの実施で適当とされた。
- クレーム、当事者意識が薄れる懸念などを考慮すると、対象を定義づけるような名称とはしない方が安全である。
- モニター調査の検証に当たっては、他の単身者を対象とした調査との対比も有益ではないか。

《全体を通じて》

- ・ 最後に、全体を通じて、以下のような意見があった。
- 全国単身世帯収支実態調査（モニター調査）は、民間委託されるが民間調査機関と十分な意思疎通を図り実施することが重要である。
- 統計委員会の基本計画の答申の議論の中でも、民間委託については十分慎重に対応してほしいとのことであった。
- 部会長メモにおいて、全国消費実態調査結果は、JSNAの四半期報（QE）にしか活用されていない皮肉な現状にあることを踏まえ、今後、中長期的に統計システム全体における消費推計としてより有効な利用の在り方を考える上で、全国消費実態調査側や本部会から問題提起として記述してもらいたい。

(3) 事務局から、「答申骨子案（イメージ）」について、説明が行われた。

6 その他

- 部会長から、「答申骨子案（イメージ）」について、意見等があれば、1月5日（月）までに電子メールで事務局へ提出するよう依頼が行われた。
- 次回部会は、1月13日（火）に開催し、答申（案）について審議を行うこととされた。